単年度工事における部分引渡しに係る契約事務の取扱いについて

平成28年4月1日 理事長決裁

1 工事施行伺に添付する様式について

部分引渡しを伴う工事については、部分引渡しに関する調書(別紙1)を作成し、 工事施行伺に添付するものとする。

2 契約書

契約書には、契約項目の最終項目に次のとおり記載し、別紙2及び「部分引渡し特約条項」(単年度工事用)を契約約款に追加、添付するものとする。

「当該工事における部分引渡しに係る指定部分及びその他の部分に係る請負代金額、 工期、前払金額及び中間前払金額については、別紙のとおりとする。」

- 3 契約金額(請負代金額)の算定(按分)方法について 以下の式により部分引渡し指定部分及びその他の部分に係る請負代金額を決定する。
 - ・指定部分に係る請負代金額

- ・その他の部分に係る請負代金額
 - = 工事全体の請負代金額 指定部分に係る請負代金額

4 前金払について

- (1) 以下の式により部分引渡し指定部分及びその他の部分に係る前払金額及び中間前払金額をそれぞれ決定する。ただし、指定部分に係る工期が工事全体の工期の2分の1を超えない場合は、指定部分及びその他の部分に係る中間前払金額を算出した後に、指定部分に係る中間前払金額を0円とし、工事全体の中間前払金額はその他の部分に係る中間前払金額とする。
 - ・ 指定部分に係る前払金額

※()内、十万円未満四捨五入

- ・その他の部分に係る前払金額
 - = 工事全体の前払金額 指定部分に係る前払金額
- ・指定部分に係る中間前払金額

※()内、十万円未満四捨五入

- ・その他の部分に係る中間前払金額
 - = 工事全体の中間前払金額 指定部分に係る中間前払金額
- (2) 中間前払金の支払要件は、工事全体の工期の2分の1を経過し、かつ工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、工事全体の進捗額が工事全体の請 負代金額の2分の1以上になっていることを確認した上で認定するものとする。
- (3) 前払金又は中間前払金の支払いについて、指定部分に係る工事が約款第31条第2項の検査(以下「しゅん功検査」という。)に合格した後に請求が行われた場合においては、工事全体の前払金額又は中間前払金額から指定部分に係る前払金額又は中間前払金額を差し引いた額(その他の部分に係る前払金額又は中間前払金額)を支払うものとする。
- 5 部分払について

部分払については、指定部分及びその他の部分それぞれにおいて、約款第 37 条第 6 項の式(部分払金額算定式)により算出し、その合計額を部分払金額とする。

ただし、指定部分に係る工事について、しゅん功検査に合格している場合において は、部分払の対象としないものとする。

また、部分払金額決定の通知に際し、工事全体の部分払金額の他、指定部分及びその他の部分に係る部分払金額を記載するものとする。

工事全体の部分払金額